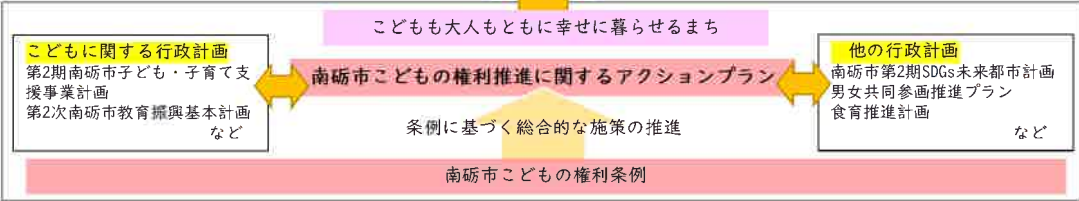


南砺市こどもの権利推進に関するアクションプランの概要

第2次南砺市総合計画 「誰ひとり取り残さない 誰もが笑顔で暮らし続けられるまちへ」

このアクションプランは、条例の理念の実現を目指し、こどもの権利の普及・啓発に向けた取組や、こどもと、こどもに関わる大人に対する具体的な実践を総合的かつ計画的に進めていくため策定するものです。

対象期間：令和6年度から令和11年度までの6年間



I 基本理念

条例に込められた市民の願いをふまえ、基本理念を次のとおりとします。

「こどもも大人もともに幸せに暮らせるまち」

こどもは、生まれながらにして人格を持つ一人の人間として尊重されます。こどもは、自分が持つ権利を学ぶことで、他のこどもや大人にも権利があることを学び、お互いを大切にする社会の基盤をつくります。

一方で、大人の権利が守られる社会でなければ、こどもの権利保障は実現しません。こどもを支える大人が守られる環境づくりは、こどもを守ることに直結します。

こどもも大人も「一人ひとりの権利」を大切にし、対話を重ね、尊重し合うことが大切です。こども施策に取り組むことで、みんなが幸せに暮らせるまちの実現を目指します。

II 基本目標

条例の前文に込められた3つの願いをもとに基本目標を定めます。

1 こどもの「生きる力」を育む(前文 第1段落)

こどもが権利を保障され、差別を受けることなく、ありのままの自分が認められ、自分を大切に思えるようにすることで、自ら考え、自ら行動できる「生きる力」を育みます。

2 こどもの意見表明・参加の促進(前文 第2段落)

こどもが自分の考えを自由に表現すること、大人がこどもの思いを尊重し、意見に耳を傾け、自ら参加しようとする機会をつくり、支援することが必要です。こどもの意見表明は、こどもが意見を言うだけでは不十分であり、意見を聴く側の大人が、既成の概念にとらわれず柔軟性を持ち、こどもの意見を尊重し、共感・理解することにより実現します。

また、守り支える大人も同様に大切にされることで、心にゆとりが生まれ、こどもと大人の関わりの、よい循環が生まれます。

3 こどもがすこやかに成長できる環境づくり(前文 第3段落)

こどもが安心して暮らせるよう、こどもの権利が守られる環境を整えます。こどもの視点、こどもに関わる大人の視点を取り入れた、権利保障の実現に向けた環境づくりに取り組みます。

III 施策の方向

1 こどもの権利の周知啓発と理解促進

こどもにも大人にも権利について正しく理解できるよう周知啓発を行うことで、こどもが自分を大切に思えるよう働きかけます。(条例第2・3章)

(I)成果指標	(II)新たな取組の視点	やるべきこと(主な具体的事業)
自分に良いところがあると思っているこどもの割合(%)	①こどもの年代にあわせて権利を学ぶ機会を提供する。 ②保護者や、保育・教育・療育など、こどもに関わる機関や地域組織が、それぞれ役割に応じて学習する機会を創出する。 ア)こどもの権利について イ)関わりに応じた内容	・【新】権利学習の実施 (こども課) ・【新】学習教材の作成 (こども課) ・【新】権利の絵本・本の配布 (こども課) ・【新】地域団体を対象とした勉強会の開催 (こども課) ・【新】パンフレットや動画を使った広報 (こども課) ・教職員研修 (教育センター) ・親子講座・子育て講座 (生涯学習スポーツ課) ・人権啓発事業 (南砺で暮らしません課) など

※全国学力調査結果

2 こどもの意見表明・参加の促進

大人は、こどもが参加したり、意見を出すことができ、その意見が取り入れられるように、こどもの意見に耳を傾けともに取り組みます。(条例第2・3・4章)

(I)成果指標	(II)新たな取組の視点	やるべきこと(主な具体的事業)
こどもに関わることが幸せだと感じる大人の割合(%)	①こどもが主体的な活動に取り組める機会を創出する。	・【新】こどもが中心に企画・運営する活動等の支援 (こども課) ・【新】文化芸術アウトリーチ事業 (文化・世界遺産課) ・社会に学ぶ「14歳の挑戦」 (教育総務課) ・放課後子ども教室 (生涯学習スポーツ課) ・若者ネットワーク事業 (南砺で暮らしません課) など

※市民意識調査結果

3 こどもの権利保障の実現に向けた環境づくり

家庭や保育園・幼稚園、学校、こどもに関わる機関や地域組織など、こどもが過ごす場所や関わることについて、環境を整えます。(条例第4章)

(I)成果指標	(II)新たな取組の視点	やるべきこと(主な具体的事業)
こどもの意見を聴いて取り組んでいる事業の数	①市民団体と公的機関の連携体制を構築する。 ②こどもが参画できる仕組みを創る。 ③子育てに関わる大人の権利を守る体制を構築する。 ④こどもの居場所の在り方を検討・構築する。 ⑤不登校の子どもの居場所の確保に努める。	・【新】こどもに関わる機関のネットワーク構築(こども課) ・【新】ベアレントレーニング (こども課) ・【新】図書館デジタル化推進事業 (中央図書館) ・【新】多文化共生社会形成事業 (政策推進課) ・小中学校ICT機器整備事業 (教育総務課) ・ふるさと教育推進事業 (教育総務課) ・学生健診事業 (健康課) など

※こども課調べ

4 こどもの権利侵害への対応

こどもが相談できる体制を整え、状況の改善・救済に努めます。また、社会と繋がりをもてるよう支援します。(条例第5章)

(I)成果指標	(II)新たな取組の視点	やるべきこと(主な具体的事業)
学校以外に社会との関わりを持つこどもの割合(%) (小・中学校の不登校の児童生徒のうち、登校数としてカウントされる機関へ通っている児童生徒の割合)	①現状調査を実施し、南砺市の課題を検討する。 ②こどもが自ら発信できる相談体制を構築する。 ③こどもと、こどもに関わる大人が相談しやすい体制を創る。 ④第三者機関の設置に向けて検討する。	・【新】こどもの権利侵害調査 (こども課) ・【新】第三者機関の検討 (こども課) ・教育支援センターいおう教室運営事業 (教育総務課) ・スクールソーシャルワーカー・特別支援教育コーディネーター活用事業 (教育総務課) ・地区相談事業 (教育総務課) ・すこやか親子支援事業 (健康課) など

南砺市こどもの権利推進に関する アクションプラン

令和6年3月

南砺市

はじめに

近年、不登校、いじめ、虐待など、子どもを取り巻く問題が顕著化しており、それは南砺市においても例外ではありません。また、日常生活における遊びや学び、コミュニケーションツールが多様化し、それに伴い人間関係の希薄化など、子どもを取りまく社会環境が変容する中で、子どもたち一人ひとりのすこやかな成長を保障していくかは大きな課題となっています。一方で、大人の権利が守られる社会でなければ、子どもの権利保障は実現しません。子どもを支える大人の権利が守られる環境づくりは、子どもの権利を守ることに直結します。子どもたちの今と未来のために、子どもが南砺で育ちたい、大人が南砺で子育てをしたいと思えるまちづくりが必要であると考えました。

こうした状況を踏まえ、南砺市では、令和5年4月に「南砺市子どもの権利条例」を施行し、子どもも大人も一人の人間として尊重され、すべての子どもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、すこやかに成長できる環境づくりを推進していくことができるよう、市と市民が一体になって取組を進めるための理念を明らかにしました。

このたび作成した「南砺市子どもの権利推進に関するアクションプラン」は、条例の理念を実現するための具体的な取組をまとめたものです。

このアクションプランでは、基本理念を「子どもも大人もともに幸せに暮らせるまち」とし、行政はもちろん南砺市全体でみんなが幸せに暮らせるまちの実現を目指します。

このアクションプランに基づき、子どもの生きる力を育み、子どもが健やかに成長できる環境づくりを市民の皆様と共に進めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたってご意見を賜りました南砺市子どもの権利委員会の皆さまをはじめ、様々な形でご意見をお寄せくださいました市民の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

南 砺 市 長

田 中 幹 夫

目 次

第1章 アクションプランの策定にあたって.....	1
1 アクションプラン策定の背景及び趣旨	1
2 アクションプランの位置付け.....	1
3 アクションプランの期間	2
第2章 アクションプランの基本的考え方と体系	3
1 基本理念	3
2 施策の体系	4
3 基本目標	5
4 施策の方向	6
第3章 アクションプランの推進と評価	12
1 アクションプランの推進体制	12
2 評価・検証の実施.....	12
資料編	
1 南砺市こどもの権利委員会 委員名簿	13
2 南砺市こどもの権利推進に関するアクションプラン策定経緯.....	14
3 南砺市こどもの権利推進に関するアクションプラン 答申	15
4 南砺市こどもの権利条例	16
5 令和6年度における 南砺市の具体的な取組(令和6年4月現在)	21

第1章

アクションプランの策定にあたって

1 アクションプラン策定の背景及び趣旨

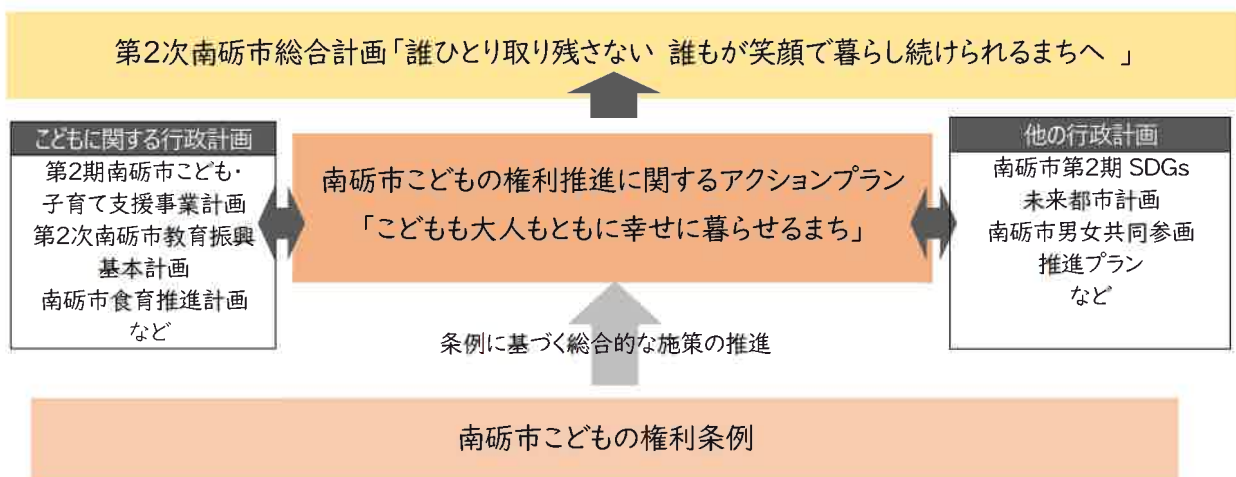
南砺市では、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）と日本国憲法やこども基本法（令和4年法律第77号）の理念をもとに、「南砺市こどもの権利条例（以下、「権利条例」）」を制定し、令和5年4月1日に施行しました。

この南砺市こどもの権利推進に関するアクションプラン（以下、「アクションプラン」）は、権利条例の理念の実現を目指し、こどもの権利の普及・啓発に向けた取組や、あらゆるこどもの参加について具体的な実践を総合的かつ計画的に進めていくため、権利条例に基づき策定するものです。

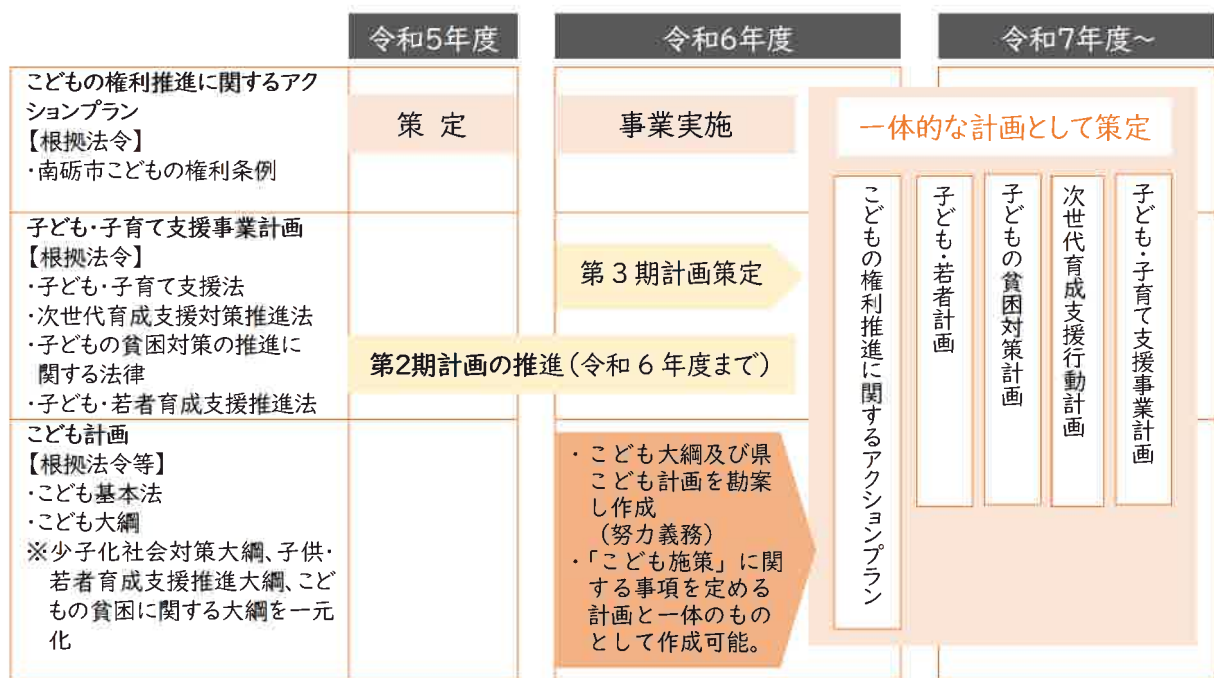
2 アクションプランの位置付け

本アクションプランは権利条例の目的である、「こどもも大人も一人の人間として尊重され、すべてのこどもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、すこやかに成長できる環境づくり」を実現するため、総合的に施策を推進するための計画です。南砺市の取組を示すとともに、こどもの日常の環境における権利保障を推進していきます。

上位計画に位置付けられる「第2次南砺市総合計画（第2期市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の南砺市版として位置づけ）」をはじめ、「第2期南砺市こども・子育て支援事業計画」や「南砺市 第2期 SDGs 未来都市計画」などの関連計画との整合性を図ります。



なお、こども基本法（令和5年4月1日施行）では、国のこども大綱、都道府県こども計画を勘案した市町村こども計画を策定することを努力義務としています。南砺市においても本アクションプランを含め、「第3期南砺市子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」など、南砺市におけるこども施策に関する各種計画を包含した総合的かつ一体的な計画として策定し、こどもに関するすべての取組にこどもの権利の視点を取り入れていきます。



3 アクションプランの期間

本アクションプランの期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。計画期間中に、社会情勢の変化や計画の内容と大きく乖離する事象などが生じた場合は、必要に応じ見直しを行うものとします。

第2章

アクションプランの基本的考え方と体系

Ⅰ 基本理念

南砺市の子どもに関する施策を推進するにあたり、条例に定められた市民の願いをふまえ、基本理念を次のとおりとします。

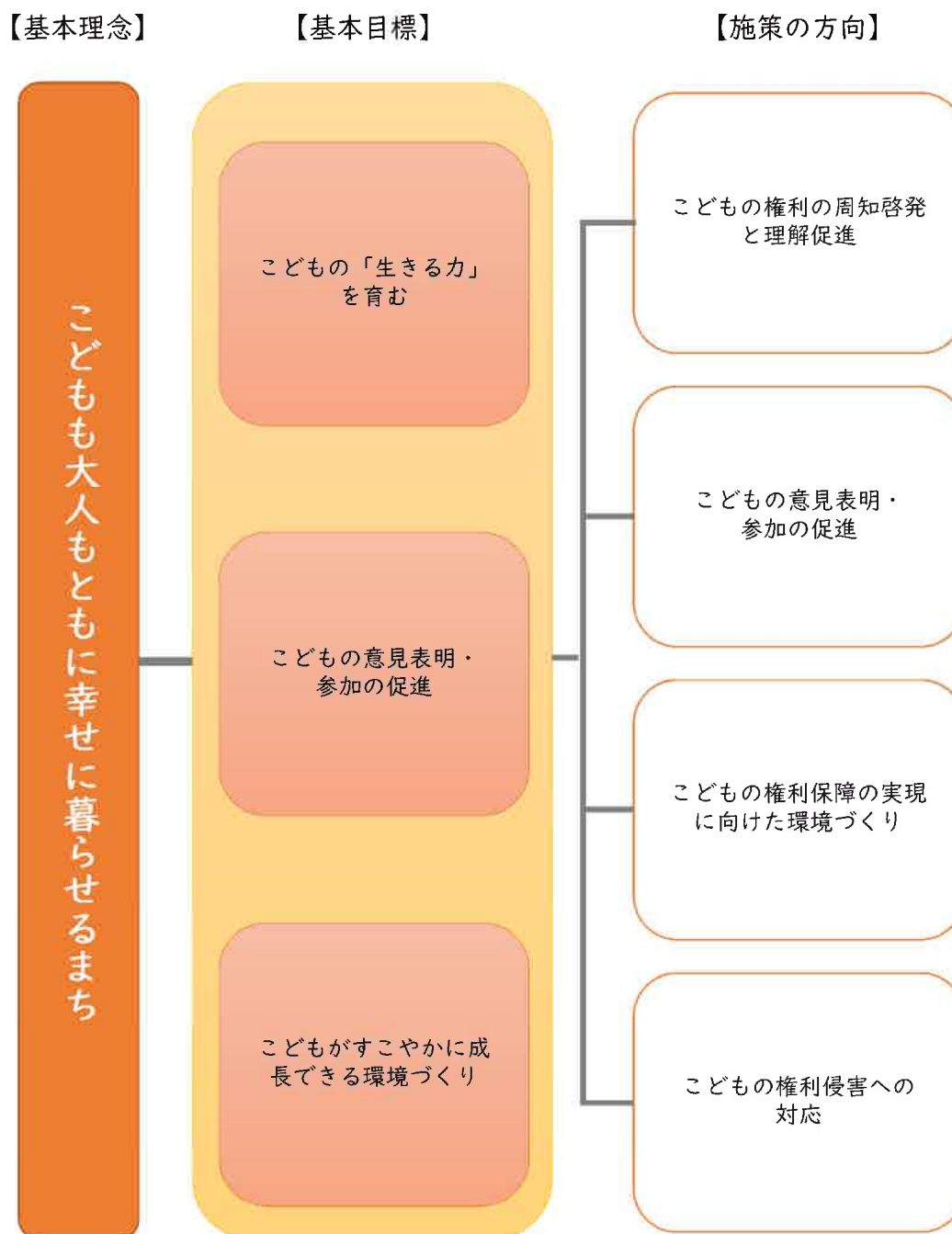
「こどもも大人もともに幸せに暮らせるまち」

こどもは、生まれながらにして人格を持つ一人の人間として尊重されます。こどもは、自分が持つ権利を学ぶことで、他のこどもや大人にも権利があることを学び、お互いを大切にする社会の基盤をつくれます。

一方で、大人の権利が守られる社会でなければ、こどもの権利保障は実現しません。こどもを支える大人が守られる環境づくりは、こどもを守ることに直結します。

こどもも大人も「一人ひとりの権利」を大切に、対話を重ね、尊重し合うことが大切です。こども施策に取り組むことで、みんなが幸せに暮らせるまちの実現を目指します。

2 施策の体系



3 基本目標

条例の前文に込められた3つの願いをもとに基本目標を定めます。

基本目標 1 こどもの「生きる力」を育む（前文 第1段落）

こどもが権利を保障され、差別を受けることなく、ありのままの自分が認められ、自分を大切に思えるようにすることで、自ら考え、自ら行動できる「生きる力」を育みます。

基本目標 2 こどもの意見表明・参加の促進（前文 第2段落）

こどもが自分の考えを自由に表現すること、大人がこどもの思いを尊重し、意見に耳を傾け、自ら参加しようとする機会をつくり、支援することが必要です。こどもの意見表明は、こどもが意見を言うだけでは不十分であり、意見を聴く側の大人が、既成の概念にとらわれず柔軟性を持ち、こどもの意見を尊重し、共感・理解することにより実現します。また、守り支える大人も同様に大切にされることで、心にゆとりが生まれ、こどもと大人の関わりの、よい循環が生まれます。

基本目標 3 こどもがすこやかに成長できる環境づくり（前文 第3段落）

こどもが安心して暮らせるよう、こどもの権利が守られる環境を整えます。こどもの視点、こどもに関わる大人の視点を取り入れた、権利保障の実現に向けた環境づくりに取り組みます。

4 施策の方向

基本目標を踏まえ、4つの施策の方向を位置づけます。また、本アクションプランの基本目標の達成状況を客観的に評価するため、施策の方向ごとに「成果指標」を設定します。

施策の方向Ⅰ こどもの権利の周知啓発と理解促進

こどもの権利を学ぶことが、最初の第一歩です。こどもにも大人にも権利について知ってもらい、正しく理解できるようにします。(条例第2・3章)

こどもは、生まれながらに持っている自らの権利について学ぶことにより、自分自身の尊厳や価値に気づくことができます。そして、自分だけではなく、他のこどもたちにも同じ権利があることを知ります。人権について学びを深めるなかで、先生や保護者など、大人も人権を持った存在であることに気づき、互いに他者を尊重しあうことを学んでいきます。みんなに基本的な権利があることを知ることにより、こどもたちにそれぞれの違いや多様性を認める意識が育ち、差別やいじめなどが減っていきます。

こどもを守るべき立場である大人もこども同様に理解を深めることが重要です。こどもと共に大人がこどもの権利について学ぶことにより、先生や保護者とこどもの信頼関係の構築につながり、こどもたちがより安心して生活できるようになります。大人は、家庭や学校、地域など、こどもと関わる立場や、関わるこどもの発達段階と年齢に応じた理解を深めていく必要があります。

このため、より多くの市民がこどもの権利に対する関心と理解を深められるよう、さまざまな機会や媒体を活用した効果的な取組を行います。

成果指標

自分に良いところがあると思っているこどもの割合(%)		※全国学力調査結果
【現状値】令和5年度	【目標値】令和11年度	
小学生 80.6%、中学生 79.6%	小学生 82.5%、中学生 81.6%	

※自分に良いところがあると思っていないこどもの1割が、良いところがあると回答することを目指す。

【新たな取組の視点】

- ①こどもの発達段階と年齢にあわせて権利を学ぶ機会を提供する。
- ②保護者や、保育・教育・療育など、こどもに関わる機関や地域組織が、それぞれの役割に応じて必要な学習の機会を創出する。
 - ア)こどもの権利について
 - イ)関わりに応じた内容

【やるべきこと】(主な具体的事業)

・【新】権利学習の実施	(こども課)	
・【新】学習教材の作成	(こども課)	
・【新】権利の絵本・本の配布	(こども課)	
・【新】地域団体を対象とした勉強会の開催	(こども課)	
・【新】パンフレットや動画を使った広報の充実	(こども課)	
・教職員研修	(教育センター)	
・親学び講座・子育て講座	(生涯学習スポーツ課)	
・人権啓発事業	(南砺で暮らしません課)	など

施策の方向Ⅱ こどもの意見表明・参加の促進

こどもが参加したり、意見を出したりすることができるようにして、その意見が取り入れられるようにします。大人は、こどもの意見に耳を傾け共に取り組みます。(条例第2・3・4章)

「こどもの権利条約」の4つの原則の一つに「参加する権利」があります。こどもは、自分に関係することについて主体的に参加するために、自分の意見や考えを表明する機会が与えられること、成長に応じて活動の機会が用意され意思決定に参加することなどが保障されています。

こどもが家庭や学校、地域における日々の生活において自分の意見が受けとめられることにより、こどもたちは自分が大切にされていると感じ、毎日を前向きに過ごすことができるようになります。このことは、こどもたちの自己肯定感や自己有用感を高め、生きる力を育み、家庭や学校、地域への帰属意識を醸成します。

このため、こどもの意見や考えを受け止めるとき、大人は既成の概念にとらわれず、柔軟性を持ってこどもに関わります。また、こどもが不自由さを感じているときには、大人はこどもの意見に耳を傾け、現状の課題について見直し、工夫することで解決を目指します。

成果指標

こどもと関わるのが幸せだと感じる大人の割合(%) ※市民意識調査結果

【現状値】令和5年度

81.8 %

【目標値】令和11年度

83.6 %

※こどもと関わるのが幸せだと感じていない大人の1割が、こどもと関わるのが幸せだと回答することを目指す。

【新たな取組の視点】

①こどもが主体的な活動に取り組める機会を創出する。

【やるべきこと】(主な具体的事業)

- ・【新】こどもが中心に企画・運営する活動等の支援 (こども課)
- ・【新】文化芸術アウトリーチ事業 (文化・世界遺産課)
- ・社会に学ぶ「14歳の挑戦」 (教育総務課)
- ・放課後子ども教室 (生涯学習スポーツ課)
- ・若者ネットワーク事業 (南砺で暮らしません課) など

施策の方向Ⅲ こどもの権利保障の実現に向けた環境づくり

家庭や保育園・幼稚園、学校、こどもに関わる関連施設、地域など、こどもが過ごすところや関わることについて、こどもの権利が守られる環境を整えます。(条例第4章)

こどもが自己肯定感を高め、地域において積極的に意見表明・参加するための環境づくりに市全体で取り組みます。こどもの居場所づくりを検討する際には、こどもが自らの力で移動できるよう配慮するとともに、既存施設の活用も視野に入れます。また、様々なイベント開催時に、こどもが自由な発想で企画運営できる機会を設けるなどの工夫を行います。

このため、こどもの意見を取り入れた事業の実施や、生活の場において、こどもが意見を言ったり、参加したりすることのできる機会を増やすなど、こどもが主体的に活動できる環境づくりを進めます。市内全域でこどもの権利が保障されるよう、関係機関による連携体制づくりなどを行い、関係機関について、より広く周知します。

成果指標

こどもの意見を聴いて取り組んでいる事業の数 ※こども課調べ

【現状値】令和5年度

3事業 ・ボクなん(若者ネットワーク事業)
・こども部会(こどもの権利条例事業)
・ふるさと教育推進事業

【目標値】令和11年度

15事業

※2事業×6年間＝12事業の増加を目指す。

【新たな取組の視点】

- ①市民団体と公的機関の連携体制を構築する。
- ②こどもが参画できる仕組みをつくる。
- ③子育てに関わる大人の権利を守る体制を構築する。
- ④こどもの居場所の在り方を検討・構築する。
- ⑤不登校のこどもの居場所の確保に努める。

【やるべきこと】(主な具体的事業)

・【新】こどもに関わる機関のネットワーク構築	(こども課)	
・【新】ペアレントトレーニング	(こども課)	
・【新】図書館デジタル化推進事業	(中央図書館)	
・【新】多文化共生社会形成事業	(政策推進課)	
・こども妊産婦医療費助成制度	(こども課)	
・小中学校 ICT 機器整備事業	(教育総務課)	
・ふるさと教育推進事業	(教育総務課)	
・学生健診事業	(健康課)	
・児童精神科運営事業(「こどものえがおクリニック」運営事業)	(医療課)	
・有機農業・食育事業	(農政課)	など

施策の方向Ⅳ こどもの権利侵害への対応

こどもが相談でき、救済される体制を整え、状況の改善に努めます。また、社会とつながりを持つことを支援します。(条例第5章)

家庭、地域、学校におけるこどもを取り巻く環境が大きく変化する中で、さまざまな問題が深刻化しています。「こどもの権利」に「生きる権利」と「守られる権利」があります。こどもも大人も安心して暮らすために一人ひとりの権利が侵害されないよう、権利の侵害を未然に防ぐことができる環境づくりを行います。

権利の侵害がおきた場合は、適切な相談の機会が保障される環境を整えます。また、こどもが社会とつながることができるよう支援します。

このような支援の体制づくりについて、南砺市における望ましいあり方を検討します。さらに、既存の権利侵害に関する相談窓口や救済制度についてより広く周知します。

成果指標

学校以外に学びの機会を持つこどもの割合(%) ※教育委員会調べ
(小中学校の不登校の児童生徒のうち、登校数としてカウントされる機関へ通っている児童生徒の割合)

【現状値】令和5年度

25.4%

【目標値】令和11年度

32.8%

※学校以外に学びの機会を持っていない不登校児童生徒の1割が、学びの機会を持つことを目指す。

【新たな取組の視点】

- ①現状を調査し、南砺市の課題を整理する。
- ②こどもが自ら発信できる相談体制を構築する。
- ③こどもと、こどもに関わる大人が相談しやすい体制をつくる。
- ④第三者機関の設置に向けて検討する。

【やるべきこと】(主な具体的事業)

- | | | |
|-----------------------------------|---------|----|
| ・【新】こどもの権利侵害調査 | (こども課) | |
| ・【新】第三者機関の検討 | (こども課) | |
| ・教育支援センターいおう教室運営事業 | (教育総務課) | |
| ・いじめ問題対策連絡協議会 | (教育総務課) | |
| ・スクールソーシャルワーカー・特別支援教育コーディネーター活用事業 | (教育総務課) | |
| ・地区相談会事業 | (教育総務課) | |
| ・すこやか親子支援事業 | (健康課) | など |

第3章

アクションプランの推進と評価

1 アクションプランの推進体制

(1) 全庁的な推進体制

本アクションプランは、庁内の全部局にわたる施策を対象としています。こども施策と一体的に進めるべき取組について、全庁的に理解と連携を深めるとともに、横断的な取組を推進していきます。

また、市長を本部長とする南砺市こどもの権利推進本部において、進捗管理を行います。

(2) こどもの意見を聴く体制づくり

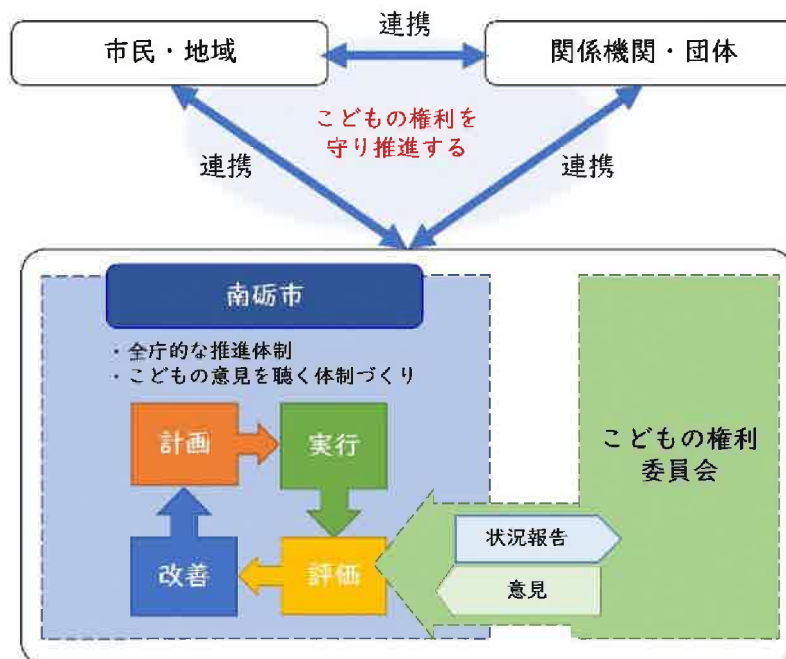
本アクションプランの推進については、こどもに関わる大人に限らず全ての市民が「こどもの権利は特別なことではなく、日常そのものである。」という認識を持つことが大切です。市民や地域団体、こどもに関わる職業の方など、各種団体と連携を深めると同時に、こどもの意見を聴く体制づくりを行いながら施策を推進します。

2 評価・検証の実施

市は、本アクションプランの進捗状況について、南砺市こどもの権利委員会に報告します。

権利委員会は、各施策の進捗状況や、こどもの権利の保障状況を検証し、改善点等について意見を述べます。こどもの意見を聴く機会づくりにも努めます。

アクションプランの推進体制



資料編

Ⅰ 南砺市こどもの権利委員会 委員名簿

所 属 等	氏 名	備考
学識経験者	彼谷 環	富山国際大学
	森 昭憲	富山県リハビリテーション病院・ こども支援センター
	楠井 悦子	とやまこどもの権利条約ネット
関係諸団体	得能 金市	南砺市民生委員児童委員協議会
	松本 久介	地域づくり協議会連合会
	渡邊 美和子	砺波人権擁護委員協議会 南砺地区委員会
	大西 正起	南砺市PTA連絡協議会
	齊藤 優華	地域団体(寺子こどもえん)
	酒井 由美子	南砺市中学校校長会
	山田 由紀子	南砺市小学校校長会
	谷戸 仁美	南砺市保育園長会
公募委員	磯辺 文雄	
	木下 三喜子	
	能登 貴史	

(敬称略)

2 南砺市こどもの権利推進に関するアクションプラン策定経緯

年月日	南砺市こどもの権利委員会	市議会・市民参画	庁内
令和5年 5月	27日 第1回 南砺市こどもの 権利委員会	策定趣旨及びスケジュール、組織を説明	
6月	10日 第1回 こども部会 27日 第1回 大人部会		
7月	27日 第2回 大人部会		
8月	18日 第2回 こども部会 22日 第3回 大人部会		10日 第1回 幹事会
9月			
10月	7日 第2回 南砺市こどもの 権利委員会 2日 第3回 こども部会 14日 第4回 こども部会 17日 第4回 大人部会		2日 第1回南砺市こどもの 権利推進本部会議 30日 第2回 幹事会
11月	18日 第5回 こども部会		24日 第2回南砺市こどもの 権利推進本部会議
12月	14日 第3回 南砺市こどもの 権利委員会 14日 「南砺市こどもの権利推 進に関する施策」に関す る答申書を市長に提出		18日 第3回 幹事会
令和6年 1月			
2月		アクションプラン(案)説明 パブリックコメントの実施	1日 第3回南砺市こどもの 権利推進本部会議
3月		最終報告	

3 南砺市こどもの権利推進に関するアクションプラン 答申

令和5年12月14日

南砺市長 田中 幹夫 様

南砺市こどもの権利委員会
委員長 彼谷 環

「南砺市こどもの権利推進に関する施策」について(答申)

令和5年5月27日付けこども第342号で諮問のありました「南砺市こどもの権利推進に関する施策」について、次のとおり答申いたします。

南砺市こどもの権利委員会では、市長からの諮問について精力的に審議を行ってまいりました。この答申は、「南砺市こどもの権利条例」の理念はもとより、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、こどもの権利推進のための施策の方向性を示したものです。また、こどもの権利推進に関するアクションプランの策定にあたっては、こどもの権利の普及と擁護が総合的かつ計画的に図られることを期待します。

記

- 1 こどもが自分の持つ権利を学び、実際に行使するためには、まず、こどもに関わる大人がこどもの権利について理解し、行動することが求められることから、市民全体に向けた周知啓発と理解促進に取り組まれない。
- 2 こどもが主体的に取り組むことができる活動・機会を創出し、こどもの意見表明・参加の促進を積極的に進められたい。
- 3 こどもに関わる市民団体と公的機関が互いに協力し、市全体でこどもの権利の普及と擁護に取り組む体制・ネットワークの構築を図られたい。
- 4 市内における権利の侵害について実情を調査し、権利を侵害されたこどもが自ら声をあげることができ、守られ、問題の解決において取り組むことができる体制づくりを進められたい。

以上

4 南砺市こどもの権利条例

令和4年12月16日

南砺市条例第32号

南砺市こどもの権利条例

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 こどもと権利(第3条―第7条)

第3章 大人の役割(第8条―第11条)

第4章 こどもにやさしい環境づくり(第12条―第18条)

第5章 権利の救済と推進(第19条―第22条)

第6章 雑則(第23条)

附則

こどもは、生まれながらにして人格を持つ一人の人間として尊重されます。こどもは、愛され、権利を保障されることで、豊かなこども時代を過ごすことができます。こどもは、自分の心が満たされたときに、愛着や信頼を感じ、それを分かち合うことを学びます。こどもは、いかなる差別も受けることなく、自分の考えを持ち、自分の思いを表現し、生きる力を育みます。

こどもの発達と成長のためには、守り支える大人が必要です。大人は、こどもが安心できる環境と、様々な経験ができる機会をつくり支援します。大人は、こどもの思いを尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもに対して一方的な考えを押し付けることなく、寄り添います。

わたしたちは、こどもも大人も一人の人間として尊重され、すべてのこどもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、すこやかに成長できる環境づくりを推進します。こどもにとってやさしい社会は、大人にとってもやさしい社会です。

わたしたちは、社会全体で連携を取りながら、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「こどもの権利条約」といいます。)と日本国憲法やこども基本法(令和4年法律第77号)の理念に基づき、こどもの心身の発達と幸福感の増進を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、こどもの権利条約と日本国憲法やこども基本法に基づき、こどもの持つ権利

を保障するための総合的な施策を推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいいます。

2 この条例において「こどもの最善の利益」とは、どのような場面でもこどもの意見を踏まえ、こどもの幸せを第一に考えることをいいます。

第2章 こどもと権利

(こどもが持つ権利)

第3条 こどもは、生まれながらに次条から第7条までに掲げる権利を主に持ちます。

(生きること)

第4条 こどもは、命を守られ、心と体を大切にされます。

2 こどもは、日常の衣食住を保障され、安心して暮らすことができます。

3 こどもは、人種、国籍、出身、言語、性、個性、意見、宗教、障がい、財産その他置かれている状況によるいかなる差別や不利益も受けません。

(育つこと)

第5条 こどもは、一人一人の人格を尊重され、こどもであることを理由に否定されることなく、自分の思いを自由に表すことができます。

2 こどもは、持って生まれた力を発揮し、自分らしく成長し、家族や友達と心身ともに楽しくすこやかに生活を行うことができます。

3 こどもは、興味関心を広げ、遊んだり、休んだり、学んだりしながら育つことができます。

4 こどもは、必要に応じて医療や療育を受け、困ったときには相談し、安心して成長することができます。

(守られること)

第6条 こどもは、暴力を受けたり大切なものを奪われたりせず、有害なことから守られます。

2 こどもは、心と体が傷つけられないよう守られます。

3 こどもは、困りごとや悩みごとがある時に、個人情報や秘密を守られ、一方的な意見の押し付けや決めつけのない、適切な相談を受けることができます。

(参加すること)

第7条 こどもは、自分に関係のあるすべてについて、自由に意見を言うことができます。

2 こどもは、適切な情報や考えを知ることができます。

3 こどもは、仲間をつくることができます。

4 こどもは、多様な社会的活動に参加することができます。

第3章 大人の役割

(大人の役割)

第8条 大人は、こどもを一人の人間として尊重し、その考えや思いを受け止め、話を聴き、共に考え、関わり続けます。

2 大人は、こどもが可能性を伸ばし、心身ともにすこやかに育つため、こどもの最善の利益を図り

ます。

（保護者の役割）

第9条 保護者は、その養育することに対して責任があります。

- 2 保護者は、こどもに関心を持って接し、心身ともにすこやかな育ちを支援します。
- 3 保護者は、こどもの生活の場が、安心して眠り、食べることができ、かつ、心のよりどころとなる居場所になるよう努めます。
- 4 保護者は、必要な支援を受けることができます。

（こどもの保育、教育、療育に関わる大人の役割）

第10条 こどもの保育、教育、療育に関わる大人は特に、その行動がこどもの人格形成に影響をあたえることを自覚して、こどもに関わります。

- 2 こどもの保育、教育、療育に関わる大人は、こどもの心に目を向け、こどもが自由に感じ、考え、学ぶことを保障し、一人一人に応じて支援します。

（こどもに関わる地域団体の役割）

第11条 こどもに関わる地域団体（以下「地域団体」といいます。）は、多様な体験や交流の機会の提供に努めます。

- 2 地域団体は、地域の子育て家庭に寄り添い、支えることに努めます。

第4章 こどもにやさしい環境づくり

（施策の推進）

第12条 市は、こどもの持つ権利を保障するために、必要な施策に取り組みます。

- 2 市は、こどもが権利の主体として尊重されることを認識し、こどもが意見や考えや思いを表明することができ、かつ、その意見や考えや思いがまちづくりに反映されるよう、必要な環境を整えます。
- 3 市は、こどもに関わる大人と地域団体を支援します。

（日常の環境）

第13条 市民と市は、こどもの命を守ることができ、かつ、こどものすこやかな成長に配慮した環境を整えます。

- 2 市民と市は、こどもが主体的に行動し、成長することができるよう支援します。
- 3 市民と市は、こどもに関わる大人が安心して子育てできる社会づくりに取り組みます。

（居場所づくり）

第14条 市民と市は、こどもが学校と家庭以外にも居心地の良い居場所を築くことを支援します。

（情報共有）

第15条 市は、こどもの成長と生活に関わる情報を集約し、必要とする人に届けられるよう広報周知に努めます。

- 2 市民と市は、こどもが自ら情報を集め、選択し、判断する力を身につけられるよう関わります。

（参加の機会の保障）

第16条 市民と市は、こどもが自身に関することについて意見や考えや思いを表明する機会と多

様な社会的活動に参加する機会の確保に努めます。

(権利侵害への対応)

第17条 市民と市は、こどもへのいじめ、体罰、虐待等の権利侵害を見逃しません。

2 市は、こどもへの権利侵害が起こったときに、こどもとこどもに関わる大人を速やかに支援し、心の回復に努めます。

(普及啓発)

第18条 市は、この条例について広報し、学習の機会を提供することで、継続した市民意識の醸成に取り組めます。

第5章 権利の救済と推進

(相談と救済)

第19条 市は、こどもとこどもに関わる大人がこどものことで不安や悩みを持ったときに相談でき、救済される体制を整えます。

2 市と関係団体は、相談の内容に応じて必要な連携を取り、状況の改善に努めます。

(こどもの権利委員会の設置)

第20条 市は、この条例による施策の実施状況を検証し、こどもの権利が保障されるよう、南砺市こどもの権利委員会(以下、「委員会」といいます。)を置きます。

2 委員会は、この条例の趣旨の実現に向けた協議と検証を定期的に行います。

3 委員会の委員は、15人以内とします。

4 委員は、人権、保健医療、福祉、教育等のこどもの権利に関わる分野において学識のある者や市民の中から市長が委嘱します。

5 委員の任期は、3年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残りの任期の期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織と運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委員会の職務)

第21条 委員会は、市長の諮問を受けて、または委員会の判断で、こどもの権利に関する施策や計画についての調査や審議を行います。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じてこどもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(答申や提言とその尊重)

第22条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他の執行機関に報告し、答申し、提言します。

2 市長その他の執行機関は、委員会からの報告や答申や提言があったときは、これを尊重し、必要な措置をとります。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この条例で定めるもの以外で必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

5 令和6年度における 南砺市の具体的な取組(令和6年4月現在)

施策の方向Ⅰ こどもの権利の周知啓発と理解促進

NO	事業名	事業内容	R6新規・拡充	期待される効果	担当課	支援
1	こどもの権利条例事業 (施策の方向Ⅱ～Ⅳ該当事業)	「南砺市こどもの権利条例」の理念を基にこどもの権利が保障された「こどもも大人もともに幸せに暮らせるまち」を目指します。 ①権利学習の実施 ②学習教材の作成 ③権利の絵本・本の配布 ④地域団体を対象とした勉強会の開催 ⑤パンフレットや動画を使った広報の充実 ⑥こどもが中心に企画・運営する活動等の支援→Ⅱ ⑦こどもに関わる機関のネットワーク構築→Ⅱ・Ⅲ ⑧こどもの権利侵害調査→Ⅳ ⑨第三者機関の検討→Ⅳ など	拡充	こどもの権利の保障状況について全庁的な進捗状況・市内の状況を把握し、南砺市に必要な取組を総合的に進めることにより、こどもの心身の発達と幸福感の増進を図ります。 ①こどもの「生きる力」を育む ②こどもの意見表明・参加の促進 ③こどもがすこやかに成長できる環境づくり	こども課	—
2	子育て・親育ち応援事業	子育て・親育ちに必要な意識を身につけてもらうため、子育てに関する講座(Welcomeあかちゃん講座、パパ・ママ講座、みんなの子育て講座等)を開催します。	—	①子どもが生まれる前に出産や子育てについて専門職から学ぶことで、イメージをもち、保護者の出産・子育ての不安を解消します。 ②保護者が喜びを感じながら子育てに積極的に参加できるよう、子育て力の向上を図ります。 ③祖父母世代が現在の子育ての状況について理解を深めることで、みんなで子育てのサポートを考えます。	こども課	国県
3	親学び講座	学校、家庭、地域、企業等が連携し、親が自ら自分の役割やこどものかわり方を学ぶ学習機会を提供します。	—	親学び講座を実施することにより、家庭及び地域の教育力の向上が図られ、家庭や地域にこどもが安心して過ごせる場所を作ることができます。	生涯学習スポーツ課	—
4	子育て講座	乳幼児期、学童期、思春期における子育ての課題や悩みの解消など、ライフステージに応じた様々な課題別の学習機会を、公的な健診や保護者会など、多くの親が集まる機会を活用して実施します。	—	子育て講座を実施することにより、家庭及び地域の教育力の向上が図られ、家庭や地域にこどもが安心して過ごせる場所を作ることができます。	生涯学習スポーツ課	—
5	人権啓発「こどもの人権110番」事業	「こどもの人権相談」強化週間にあわせて、広報など「こどもの人権110番」の周知を図るとともに、市内人権擁護委員を中心に、保育園児・幼稚園児向けの人形劇や、小学生向けの出前教室を実施するなど、人権啓発活動に取り組めます。	—	若年層を取り巻く社会状況等を踏まえ、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間中の相談時間を延長することで、子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図ります。	南砺で暮らしません課	国

施策の方向Ⅱ こどもの意見表明・参加の促進

NO	事業名	事業内容	R6新規・拡充	期待される効果	担当課	支援
6	子どもの居場所づくり促進事業	子どもが安心して地域で過ごせる次の環境の充実に取り組む地域づくり協議会を支援します。 ①多世代交流事業 (地域の多世代の方々と交流) ②学習支援事業 (子どもたちの学習支援等)	—	地域の方々との交流や、多年齢のこどもとの関わりの中で、子どもが安心して過ごせる居場所を地域につくります。	こども課	—
7	とやまっ子さんさん広場推進事業	放課後の時間帯や長期休業時に、地域において子どもの居場所づくりを行う団体に対して助成します。	—	地域の方々との交流や、多年齢のこどもとの関わりの中で、子どもが安心して過ごせる居場所を地域につくります。	こども課	県
8	放課後児童クラブ事業	保護者が仕事などで昼間いない家庭等の小学生を対象に、授業の終了後(放課後)等に適切な遊び・生活の場を提供します。	拡充	子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながらこどもの自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立など、こどもの健全な育成を図ります。	こども課	国 県
9	子育て交流サロン事業	親子を対象に、子育て支援センターを活用して土曜日・日曜日にサロンを開催し、憩いと子育てに関する情報交換の場を提供します。	—	平日に利用できない保育園児とその家族のために、安心・安全な遊び場の提供をし、親子の絆を深めてもらいます。 子育てに関する情報や利用者同士の交流の場を提供することで、子育てに関する不安や悩みの緩和と子育ての孤立化を防ぎます。	こども課	国 県
10	地域児童健全育成推進活動事業	南砺市児童クラブ連合会が児童の健全育成、児童クラブ活動の充実及び地域の振興を図ります。南砺市児童クラブ連合会が実施する児童の健全育成や児童クラブ活動の充実を目的に行う事業、単一児童クラブ、その他地域組織等が行う、子どもが主体的に関わり、児童の健全な育成に寄与する事業を支援します。	—	地域の中で、子どもが大人とともに活動することにより、つながりの中で豊かな経験を持つ機会を創出します。	こども課	—
11	社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業	中学校2年生(義務教育学校8年生を含む。)が学校外で職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に参加します。	—	14歳の挑戦に参加することで、地域の企業や地域を支える人々について知ることができるとともに、生徒が規範意識や社会性を高め、将来の生き方を考えたくましく生き抜く力を身に付けることが期待できます。	教育総務課	県
12	放課後子ども教室事業	平日の放課後に小学校等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ、文化活動などの活動の場を提供します。	拡充	放課後に子どもが安心して活動できる場を確保します。 また地域の方々との交流や、多年齢のこどもとの関わることで、こどもの心身の健やかな成長を図ることが出来ます。	生涯学習スポーツ課	国 県

NO	事業名	事業内容	R6新規・拡充	期待される効果	担当課	支援
13	土曜学習推進事業	週末等に小学校等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ、文化活動などの活動の場を提供します。	—	週末等に子どもが安心して活動できる場を確保します。また、地域の方々との交流や、多年齢のこどもと関わることで、こどもの心身の健やかな成長を図ることができます。	生涯学習スポーツ課	国県
14	子どもの体験活動事業	チャレンジ自然塾や伝統芸能塾など、さまざまな体験活動を提供します。	—	南砺市の豊かな自然と文化に触れることで、たくましい身体と豊かな心を育成します。	生涯学習スポーツ課	—
15	アートで遊ぼう事業	市内小学生を対象に美術館でワークショップ等を開催します。	—	ワークショップの参加を通じて、子どもの芸術性を高めます。	福光美術館	—
16	美術館中学生以下無料事業	中学生以下の美術館鑑賞を無料にします。	—	芸術に親しんでもらう機会を通じてこどもの創造性を育みます。	福光美術館	—
17	児童生徒のボランティア活動普及事業	児童生徒によるボランティア活動を実施している小中高等学校、義務教育学校、総合支援学校に対し、補助金の交付と、福祉・ボランティア活動の普及に向けた相談支援を行います。	—	福祉・ボランティア体験学習を通じて地域福祉への理解と関心を高めることにより、ボランティア活動の定着と日常生活の中でお互いに助け合う気持ちを育みます。	福祉課	—
18	若者ネットワーク事業	若い世代（高校生）が主体的に事業を企画・実施していくことをきっかけとして、若者ネットワークを再構築し、様々な分野への若者参画を図ります。	—	若い世代（高校生）が「自らが企画した活動を通じて、同世代や他世代、地域の方とのネットワークを構築し、若者の「やりたい」が叶う南砺市を感じることで、故郷「南砺市」の愛着が増し、将来のUターン意識を高めます。	南砺で暮らしません課	—
19	孫とふるさと学習支援事業	同居の有無に関わらず、市内または関係市に居住する祖父母と孫（ひ孫）と一緒に美術館などの施設を観覧する際に観覧料を無料化します。	—	利用料・観覧料などを全額減免することで、幅広い年齢層に地域の文化や歴史、科学や自然への関心を広め、南砺市への愛着を高めます。また、高齢者の外出機会を促進するとともに世代間交流により家族の絆を深めます。	南砺で暮らしません課	その他
20	木育イベントの実施	緑の募金をもとに、市内の子どもたちを対象に花植え体験などの木育イベントを行います。	—	緑化推進を促進するとともに持続可能な再生資源について学ぶことにより、子どもも大人も健康で文化的な社会醸成や発育を図ります。	林政課	その他

NO	事業名	事業内容	R6新規・拡充	期待される効果	担当課	支援
21	就活・雇用促進事業(なんと企業訪問バスツアー)	就職を控える大学生・高校生等を対象とした市内企業を見学するバスツアーを開催し、各企業の魅力を伝えて市内への就職を促進します。	—	市内企業の見学を通して、将来の仕事や、南砺市で生き生きと働くことを考える機会を提供します。	商工企業立地課	—
22	自分の未来をえがく出前授業	中学校において市内企業で働く方が講師となり、「南砺で生き生きと働く」「南砺で幸せに暮らす」ことができることを伝える訪問型授業プログラムを行います。	—	講師が市内で生き生きと働いていることを中学生に伝えることで、将来の仕事や、南砺市で幸せに暮らすことを考える機会を提供します。	商工企業立地課	—
23	富山県伝統的工芸品ふれあい教室開催事業	小中学生を対象に伝統的工芸品の制作体験を行います。(富山県伝統産業協議会が主催。対県内の各伝統的工芸品産業団体が共催。市内産業は市が後援。)	—	制作体験を通して小中学生に伝統的工芸品に関心を持ち、慣れ親しむ機会を提供し、伝統的工芸品に理解を深めてもらいます。	商工企業立地課	その他
24	県発明とくふう展開催事業	児童生徒による、新規で独創性に富む発明くふう作品を募集し、展示、審査、表彰します。学生児童のほか一般・企業の参加もあります。(一社)富山県発明協会が主催)	—	創意工夫・発明くふうに対する少年少女の関心を高め、物を創作することへの喜びを育み、発明・発見による優れた物造りによって、一層発展した社会を構築します。	商工企業立地課	その他
25	南砺市友好交流協会事業	南砺市友好交流協会が行う国内外との小学生交流、中学生交流を支援します。	—	文化や教育など多方面にわたる交流事業を推進することで、子どもたちに豊かな体験を提供し、相互理解の心を育みます。	交流観光まちづくり課	その他
26	文化芸術アウトリーチ事業	各小中学校での「ふるさと教育」や「総合的な学習」の時間において、文化芸術や伝統芸能を体験しながら学ぶ新たな機会を提案し、南砺市内の文化芸術活動団体と郷土学習事業とのマッチングを行います。	新規	子どもたちの郷土愛を醸成するとともに、地域の伝統文化活動の担い手となる人材育成を図ります。	文化・世界遺産課	—
27	埋蔵文化財センター歴史体験学習	南砺市埋蔵文化財センターにおいて勾玉づくりなどを通して、歴史学習を行います。	—	歴史体験を通して、子どもたちの歴史や郷土への興味・関心を引き出します。	文化・世界遺産課	—
28	埋蔵文化センター校外学習受け入れ事業	南砺市埋蔵文化財センターに小中学生の校外学習を受け入れて、学芸員から説明を行い理解の促進を図ります。	—	郷土の古代の歴史を学ぶことにより、子どもの郷土愛の醸成を図ります。	文化・世界遺産課	—

施策の方向Ⅲ こどもの権利保障の実現に向けた環境づくり

NO	事業名	事業内容	R6新規・拡充	期待される効果	担当課	支援
29	なんと!やさしい子育て応援企業認定制度	子育てと仕事を両立できる職場環境の整備に取り組む企業・事業所を子育て応援企業として認定することで、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進します。	—	雇用者が、従業員の家庭生活と仕事の両立を支援することで、子育てしやすい環境を整えます。	こども課	—
30	子育て支援アプリ「なんとHug」事業	子育てワンストップサービスアプリ「なんとHug」を運営します。	拡充	スマホを活用し、こどもに関するお知らせや情報をスピーディに配信するとともに、個別の相談事に24時間365日対応することで子育て家庭の悩みや不安の解消を図り、子どもの健やかな成長を支援します。	こども課	—
31	子育て応援制度	①入学・卒業祝い金の支給 ひとり親家庭又は低所得者世帯を対象として、子育て支援を行います。(入学:小2万円、中3万円、中学卒業:5万円) ②高校生通学支援金交付事業 高校生のいる世帯を対象として、通学支援を行います。(1/2助成)	拡充	子育て世帯の経済的負担を軽減し、夢や目標に向かって頑張るこどもを支援します。	こども課	—
32	なんと!の宝祝い事業	満1歳を迎える子どもたちに、木の温もりが感じられる市産の知育玩具・食器等(2万円相当)を贈呈します。	—	幼少期に木の食器やおもちゃを使用する「木育」を取り入れることで、感性豊かな心の発達を促します。	こども課	県
33	こども妊産婦医療費助成制度	乳児から満18歳までのこどもと妊産婦にかかる医療費の自己負担分を全額助成します。	—	こどもの医療費を助成することにより、疾病の早期発見と健康保持を図ります。また、子育て中の医療にかかる経済的負担を軽減します。	こども課	県
34	保育料等軽減事業(公立)	0~2歳児の保育料を軽減します。(※3~5歳児は国の保育料無償化により無料)【公立分】 ①第3子以降(無料) ②第2子(半額) ③三世代同居(30%軽減)	—	国の保育料無償化により、3歳~5歳児の保育料は無料となりましたが、0歳~2歳児についても保育料を軽減することにより、安心して子育てができるよう環境を整えます。	こども課	県
35	保育料等軽減事業(私立)	0~2歳児の保育料を軽減します。(※3~5歳児は国の保育料無償化により無料)【私立分】 ①第3子以降(無料) ②第2子(半額) ③三世代同居(30%軽減)	—	国の保育料無償化により、3歳~5歳児の保育料は無料となりましたが、0歳~2歳児についても保育料を軽減することにより、安心して子育てができるよう環境を整えます。	こども課	県
36	認可外保育施設に通う子どもにかかる利用料(保育料等)支援事業	0~2歳児の保育料を軽減します。(※3~5歳児は国の保育料無償化により無料) ①第3子以降(無料) ②第2子(半額) ③三世代同居(30%軽減)	—	国の保育料無償化により、3歳~5歳児の保育料は無料となりましたが、0歳~2歳児についても保育料を軽減することにより、安心して子育てができるよう環境を整えます。	こども課	県

NO	事業名	事業内容	R6新規・拡充	期待される効果	担当課	支援
37	出生祝い金事業	新生児1人当たり出生祝い金10万円を贈呈します。 ※出生の日に市内にお住まいの父又は母で、児童とともに引き続き南砺市に住む意思のある方が対象。	—	赤ちゃんの誕生をお祝いするとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども課	—
38	子育て応援券事業（とやまっ子子育て支援サービス普及事業）	子育て応援券を配布して、地域における各種保育サービス等の利用を促進します。 ※R6.10から電子クーポン化の予定	—	子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図ります。	こども課	県
39	子育て短期支援事業	家庭での養育の一時的な困難な児童の宿泊を伴った預かりを行います。	—	親が不在でもこどもが安全に安心して生活ができる環境を整えることで子育て家庭をサポートします。	こども課	国 県
40	こどもの発達を支援する相談・教室・精密健診事業	こどもの発達に関する個別相談やこどもと保護者に対する集団支援、発達に課題を抱えているこどもとの関わり方に不安を抱えている保護者を対象とした教室や健診後に支援が必要と判断されたこどもへの教室や精密検査を行います。	拡充	こどもの課題に対応した適切な支援を行うことで、こどもと保護者の健やかな育ちへの支援につながります。	こども課	県
41	母子父子家庭自立支援給付金	母子家庭の母または父子家庭の父が、職業能力開発のために対象講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。	—	就業に結びつきやすい資格の取得を支援することにより経済的に自立でき、こどもの安定した生活につながります。	こども課	国
42	こどもほっとサロン事業（こども食堂立ち上げ経費助成）	こども食堂立ち上げ及び初期の運営に必要な経費の一部を助成します。	—	こどもたちが生まれ育った環境に左右されず、健やかな育ちにつながります。	こども課	県
43	ペアレントトレーニング	発達に課題を抱えているこどもを育てていることで子育ての不安や負担感が強い保護者に対し、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方を学ぶための対応プログラムを実施します。	新規	保護者がこどもとの関わり方を学ぶことにより、こどもが安定した環境で生活できます。	こども課	県
44	児童手当	次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、児童を養育している方に支給される手当です。 ※令和6年度から制度拡充予定	—	次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援し、子どもの健全な育成と資質の向上を図ります。	こども課	国
45	児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（心身に中度以上の障がいがある場合は20歳未満）の子どもを監護している母子家庭の母または父子家庭の父もしくは父母にかわって子どもを養育している方に支給します。	—	ひとり親への経済的支援により、こどもの健やかな成長を図ります。	こども課	国

NO	事業名	事業内容	R6新規・拡充	期待される効果	担当課	支援
46	特別児童扶養手当	20歳未満の精神または身体に障がいがある在宅児童を監護している父母、または父母に代わって児童を養育している方(養育者)に対して手当を支給します。	—	障がいをもつ子どもがいる家庭を経済的に支援することにより、健やかな成長を図ります。	こども課	国 県
47	ひとり親家庭等医療助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを監護している母子家庭の母または父子家庭の父とその子ども、もしくは父母のいない子どもとその父母にかわって子どもを養育している方の医療費を助成します。	—	ひとり親家庭の父母、養育者が容易に医療を受け、健康が保持されることにより、こどもの生活の安定を図ります。	こども課	県
48	養育医療給付	体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児(0歳児)に対して、その治療に必要な医療費(保険診療の自己負担分)等を給付します。	—	未熟なまま出生した子に対し速やかに適切な治療をすることで、乳児の健康管理と健全な生育を図ります。	こども課	国 県
49	特別保育事業	<延長保育> ・保育標準時間認定の方:11時間の保育標準時間を超えて保育が必要な場合の延長保育 ・保育短時間認定の方:8時間の保育短時間を超えて保育が必要な場合の延長保育 <預かり保育> 認定こども園井波にじいろ保育園(幼稚園部分)の保護者やご家族が、一時的な就労などで午後3時の降園時間にお迎えに来られない場合の預かり保育 <休日保育> 保護者が日曜日・祝祭日の勤務等のため保育する家族がいない場合に通常利用の一部としての保育 <病児病後児保育> 疾病にかかっている(病児保育)、または病気回復期にあり(病後児保育)、保育園での集団生活にはまだ入れない満6ヶ月以上の園児で、保護者やご家族の就業などのために自宅で看ることができない場合に代わって保育します。 <一時預かり保育> 保育園等に入園していない健康なお子さんで、保護者が諸般の事情で保育できない場合に利用希望園の開園時間内で利用できるもの。里帰り出産や冠婚葬祭などの時に利用できます。	—	様々な保育サービスによって、保護者の育児をサポートします。	こども課	国 県

NO	事業名	事業内容	R6新 規・拡充	期待される効果	担当課	支援
50	ファミリー・サポート・センター	急な用事、残業、通院等、さまざまな理由でこどもの面倒を見ることができない時、研修を受けた保育サポーターがお子さんをお預かりします。	—	保護者の細かいニーズに合わせて支援を行うことが出来ます。 また、地域の方に預けることで、地域での交流や異世代間交流が生まれます。	こども課	国 県
51	ファミリー・サポート・センター ひとり親家庭等利用支援事業	ひとり親家庭等を対象に、ファミリー・サポート・センター利用料の助成を受けることができるサポート券を発行します。	—	ひとり親家庭等の経済的負担を緩和します。	こども課	—
52	小中学校ICT機器整備事業	ICT教育整備計画に基づき小中学校に電子黒板や実物投影機等を計画的に導入・更新します。	—	電子黒板を使用することで、授業が視覚的に豊かになり、こどもが理解しやすくなり、学習効果が向上する。こどもの思考力や表現力が向上することが期待できます。	教育総務課	—
53	中学校部活動支援事業	中学校部活動に、技術的な指導を行うスポーツエキスパートや部活動指導員などの外部指導員を配置します。	—	教員の負担軽減、地域団体の活動促進を図るとともに、生徒に質の高い指導を提供することが期待できます。	教育総務課	県
54	外国人児童生徒支援事業	日本語指導が必要な外国籍の児童生徒に対し、外国語支援講師を配置し支援を行います。	拡充	外国籍の児童生徒の学校活動や学習を行う上での困難さが軽減され、学校生活を円滑にする効果が期待できます。	教育総務課	県
55	学校間をつなぐ遠隔協働学習事業	山間部及び小規模校で遠隔協働学習システムを用いた合同学習を実施し、児童生徒が多様な考えに触れる機会を増やします。 (対象校:上平小、利賀小、平中、利賀中、つばき学舎)	—	他校との交流によって多様な意見に触れる機会をつくり、こどもの学習意欲の向上やコミュニケーション力を養います。	教育総務課	—
56	山村留学定住事業	利賀地域の魅力を伝える山村留学を実施します。	—	県外からの児童生徒と利賀地域の児童生徒が共に学ぶことで、互いを認め合い切磋琢磨しながら、成長を促すことができます。	教育総務課	国
57	副読本作成事業	地域に特化した副読本や教材(社会科&理科)を作成し、学習指導の向上につなげます。	—	児童生徒が地域についてより深く理解を進めることができます。	教育総務課	国

NO	事業名	事業内容	R6新規・拡充	期待される効果	担当課	支援
58	ふるさと教育推進事業	児童・生徒のふるさとを大切に思い、誇りを持つ心を育てるため、伝統産業に関する活動や市を県内外に発信する活動など、市への理解を深める事業を行います。	—	ふるさと教育を行うことで、地域の魅力を再発見することや他地域の良さに気付くことができ、ふるさとを愛し、誇りに思う心の醸成が期待できます。	教育総務課	国
59	小中学校図書館図書整備事業	児童生徒が多くの図書に触れ、良い本と出合う機会を増やします。	—	児童生徒が知識を得るだけでなく、図書を通じた情操教育を図ります。	教育総務課	その他
60	小中学校児童生徒の各種行事参加負担金・補助金	小中学生のスポーツ、文化振興及び競技力の向上を図るため、大会への出場に必要な経費を補助します。	—	大会等への参加に対する児童・生徒負担を軽減するとともに、小中学生のスポーツ、文化振興及び競技力の向上が期待できます。	教育総務課	—
61	児童生徒の健康診断	児童生徒の健康診断を実施し、疾病等の早期発見、早期治療につなげ、健康の保持増進を図ります。	—	児童生徒の健やかな成長を促します。	教育総務課	国
62	スクールバス運行事業	スクールバスの運行(小学校登下校、中学校冬季下校等)	—	学校への通学が長距離となる児童や、中学生の冬季下校時を支援します。	教育総務課	—
63	登下校安全対策事業	通学路合同点検の実施(夏・冬 各1回)や、スクールガードリーダーによる通学路等の巡回指導を実施します。	—	児童生徒の通学時の安全を確保します。	教育総務課	国
64	学校施設改修事業	学校施設の計画的な改修を実施し、児童生徒にとって安全な学校環境の確保に努めます。	—	児童生徒の学習環境の安全性、快適性を高めます。	教育総務課	—
65	特認校制度	小・中・義務教育学校への就学は、自分の校区の学校で学ぶことを基本としているが、児童生徒・保護者の希望理由に応じて、校区外の学校への入学・転学に対応します。	—	児童生徒・保護者の教育ニーズに対応します。また、教育の多様な機会創出と、さらなる質の向上を図ります。	教育総務課	—
66	なんと元気っ子教室事業	幼児とその保護者の方を対象に、運動や遊びの実技指導をとおして、運動の楽しさや喜びを伝え、運動の習慣づけを目指します。	—	子どもの運動遊び等を通じて、積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を養い、体力の向上を図ります。また、指導者(保育士等)や保護者にも運動の仕方や遊び方の指導を行うことで、保育所や家庭でも気軽に運動遊び等の継続ができ、小中学生時期における運動習慣の形成が期待できます。	生涯学習スポーツ課	県

NO	事業名	事業内容	R6新規・拡充	期待される効果	担当課	支援
67	松村記念館資料調査事業	政治家・松村謙三氏に関する資料の調査・アーカイブ化に取り組むとともに、マンガ紙芝居を幼児教育の場で活用します。	拡充	郷土の政治家の足跡を学ぶことにより、郷土の誇りを育みます。	生涯学習スポーツ課	—
68	市民むけイベントパンフ作成	市が実施する各種啓発イベントをとりまとめたパンフ・申込書を、春秋まとして市民に配布します。	—	こども向けを含めた様々なイベントや講座を紹介することにより、ふるさとの歴史や魅力を再発見でき、学習の場を提供することができます。	生涯学習スポーツ課	—
69	スポーツで健康向上事業	スポーツニーズの多様化に対応し、総合型地域スポーツクラブが中心となって市民にスポーツの機会を提供し、体力の維持向上による健康増進をはかります。 ①市民体力づくり教室 ②企業向け指導者派遣 ③指導者向上(スタッフ研修)支援	拡充	日常的にスポーツに親しみ、健康の増進につなげます。	生涯学習スポーツ課	—
70	南砺市生涯学習事業補助金	婦人教育、青年教育、少年教育、成人教育、地域コミュニティ、芸術文化活動の振興に要する事業を実施、又は事業に参加する団体若しくは個人に対し、補助金を交付します。	—	地域の方々との交流や、多年齢のこどもとの関わりの中で、こどもが安心して過ごせる居場所を地域につくることができます。	生涯学習スポーツ課	—
71	全国大会及び北信越大会等出場激励金	大会に参加する個人又は団体に対し、激励金・助成金を交付します。	—	チャンピオンスポーツを推進するとともに、子どもたちのスポーツ・文化に対する意欲の向上や競技力・技術等の向上を図ります。	生涯学習スポーツ課	—
72	スポーツ少年団育成事業補助金	南砺市体育協会へ補助金 スポーツ少年団への加入促進及び活動の推進を図るために、加入保護者の負担軽減及び指導者への活動支援、活動支援(活動拠点使用料、活動消耗品等の支援、指導者の登録料等の負担等。保護者の団費の軽減)の補助金を交付します。	拡充	小学校時期から、積極的に色々なスポーツに親しむ習慣や意欲を養い、体力の向上、心と体の健全育成を図ります。また、地域のボランティア指導者への支援により持続可能な環境づくりができます。	生涯学習スポーツ課	—
73	ジュニア強化育成事業補助金	南砺市体育協会へ補助金。ジュニア時期の大切な時期に下記の事業を行い子どもの健全育成を図ります。 事業名 ①運動大好きプロジェクト(5・6年) ②元気っずアカデミー(3・4年) ③わくわく運動プログラム(年少児～2年)	—	①運動大好きプロジェクト(5・6年)は、スポーツのできる心と身体の強化を図ります。 ②元気っずアカデミー(3・4年)は、運動が苦手な子どもでも楽しく運動ができ、沢山の友達を作ることができます。 ③わくわく運動プログラム(年少児～2年)は、この時期にとっても身に付けたい運動スキルの取入れ及び親子のふれあい、友達や大学生と関り社会性を育みます。	生涯学習スポーツ課	—

NO	事業名	事業内容	R6新規・拡充	期待される効果	担当課	支援
74	青少年育成南砺市民会議活動委託	限りない可能性をもった青少年が、明るく健康でたくましく成長していくために必要な活動について、青少年育成南砺市民会議に事業委託を行います。	—	各支部における活動（あいさつ運動、ボランティア活動、体験学習、街頭巡回など）の実施を通して、安全な地域づくりと、こどもたちの健全な成長を図ります。	生涯学習スポーツ課	—
75	図書館デジタル化推進事業	市立図書館と学校図書館の共通システム化を行います。 GIGAスクール構想による、一人1台タブレットからの本の貸出・返却（学校で受取・返却）	新規	多くの蔵書の中から、本を選ぶことができるようになり、直接図書館へ来館しなくても、学校で市立図書館の本を借りたり返したりできるようになります。 こどもの身近にいつでも本がある環境をつくり、貸出冊数の増加を図ります。	中央図書館	—
76	なんと!バースデーブック事業	1歳の誕生日を迎えた児童に案内を送付し、おすすめの絵本の中から2冊を選んでいただきプレゼントします。	—	乳幼児期に本に出会うことで、こどもの読書活動を促します。	中央図書館	—
77	小学生美術館招待事業	市内全小学校の5・6年生が福光美術館に鑑賞に来る際のスクールバス代を全額負担します。	—	芸術に親むくことを通じて、こどもの創造性を育みます。	福光美術館	—
78	児童精神科運営事業（「こどものえがおクリニック」運営事業）	子どもの発達障害などに関する相談に対応するため、南砺家庭・地域医療センターに児童精神科・心療内科を開設しました。令和5年度からは、乳幼児専門の臨床心理士を採用し、0歳から18歳までの対応が可能となりました。 （R3.6～開設（医師1名配置）） （R4:臨床心理士1名を新たに配置） （R5:乳幼児専門の臨床心理士1名を追加配置）	拡充	市内医療機関内に開設できたことにより、通院の利便性が高くなり、発達特性に合った適切な助言を得ることができます。 また、保護者の不安を軽減することで子育てしやすい環境を整えます。	医療課	国
79	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	—	疾病の特性に合わせた用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。	福祉課	国
80	軽度・中等度難聴児補聴器購入補助金	身体障害者手帳交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に対して補聴器やFM補聴システムの購入費を補助します。	—	対象児が早期に補聴器等を使用することで、言語の習得や社会性の向上を図ります。	福祉課	県
81	障害児通所支援	障がいのある児童や発達に心配がある児童が児童福祉施設等へ通い、日常生活における基本的動作や自活に必要な知識技能、集団生活への適応のための訓練を受けます。	—	児童発達支援や放課後等デイサービス等の専門的な療育を受けることで、生活能力の向上や社会生活への適応を図ります。	福祉課	国 県

NO	事業名	事業内容	R6新規・拡充	期待される効果	担当課	支援
82	自立支援医療 (育成医療)	身体に障がいをもつ児童又は、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童を対象とした手術等の医療費を助成します。	—	医療費の自己負担額が軽減されるとともに、身体に障がいをもつ児童等が手術等の治療を受けやすくなることで、障がいの除去・軽減を図ります。	福祉課	国 県
83	生活保護制度	児童を扶養する世帯主に対して、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、一日も早い自立を手助けします。 ＜主な保護の種類＞ 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助	—	子どもの義務教育にかかる費用が、支給されることで学業に専念することができます。また、生活困窮からの自立を図ります。	福祉課	国 県
84	人工内耳用電池 購入費補助金	人工内耳を装着する障がい児に対して、人工内耳用電池の購入費用を補助します。	—	購入費用を補助することにより、対象児の聴覚、言語の発達支援及び経済的な負担の軽減を図ります。	福祉課	—
85	ねころびカフェ	ひきこもり状態にある子どもの外出の場やひきこもり状態にある子どもの家族の相談窓口として定期的に利用することが出来る居場所をつくります。 ※毎月開催	—	相談できる居場所や定期的に外出する機会を提供し、社会とのつながりを確保します。	福祉課	国
86	障害児福祉手当	20歳未満の精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅障がい児に、手当を支給します。	—	手当を支給することにより、障がい児を療育する保護者の経済的負担の軽減を図ります。	福祉課	国
87	心身障害者福祉金	非課税世帯の障がい児の保護者に対し、心身障害者福祉金を支給します。	—	非課税世帯の障がい児の保護者に、生活の激励と福祉の増進を図ります。	福祉課	—
88	心身障害者扶養 共済制度	障がい児を扶養している保護者が、生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がい児に終身一定額の年金を支給します。	—	障がい児の保護者に万一のことがあった場合に年金を支給することにより、障がい児の生活を支えます。	福祉課	県
89	心身障害者扶養 保険掛金助成	心身障害者扶養共済制度に加入している保護者に対し、掛金の1/4を助成します。	—	心身障害者扶養共済制度の加入者の経済的負担を軽減することで、加入の促進を図ります。	福祉課	—
90	こどもの予防接 種事業	予防接種法に基づく、こどもの定期予防接種と任意予防接種の小・中学生インフルエンザ予防接種を行います。 ①こどもの定期予防接種 ②小・中学生インフルエンザ予防接種	—	予防接種の機会を提供することにより、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延、罹患した場合の重篤化防止を図り、健やかに子育てすることができる環境づくりを進めます。	健康課	—

NO	事業名	事業内容	R6新規・拡充	期待される効果	担当課	支援
91	学生健診事業	市の健康課題であるメタボについて、その原因である生活習慣病や学齢期からの肥満の予防対策として、市内の中学生(3年生)及び高校生の希望者を対象に健康診査を行い、併せて、生徒の親世代の健康管理に対する意識の向上に繋がります。	拡充	健康診査の機会を提供することにより、受診することで、こども自身が健康を意識し、これからの健康行動への意識付けを図ります。親子で健康管理に対する意識向上を図ります。	健康課	—
92	母子健康診査事業	疾病や障害を早期に発見し、早期に治療や療育につなげることができるよう、また、助言・指導を行うことで、育児不安の解消をはかり、母と子の健康の保持増進を図るために、以下の事業を行います。 ①妊婦一般健康診査、産婦健康診査 ②乳幼児健康診査(3か月児、乳児一般、1歳6か月児、3歳児) ③新生児聴覚検査費助成事業	—	健康診査を受診することで、対象者の健康増進を図ります。また、早期に疾病や障害を発見し、早期に治療および療育につなげることが出来ます。	健康課	—
93	南砺市まちづくり基本条例事業	南砺市まちづくり基本条例について、中学生が読んでも理解ができるよう作成された「南砺市まちづくり基本条例(解説版)」を市内図書館に配置。	—	大人だけでなくこどもも南砺市まちづくり基本条例や住民自治について理解する機会を設けることで、シビックプライドの醸成を図ります。	南砺で暮らしませんか課	—
94	奨学金返済支援事業補助金	市内在住者で令和5年4月1日以降から奨学金返済が開始する者について、返済額を助成します。	—	奨学金の返還を支援することで、若者の市内定住と市内中小企業への就職を図ります。	南砺で暮らしませんか課	—
95	女性活躍・ジェンダーギャップ解消推進事業	地域や市民に対し、地域づくり協議会等の協力を得ながら年2〜3回、「ジェンダーギャップ解消推進セミナー」や女性のやりたい事へのチャレンジ塾を開催します。	拡充	地域全体で女性の活躍の場づくりの意識を醸成し女性の定着を図ります。	南砺で暮らしませんか課	国
96	SDGs推進事業	市内企業や市民がSDGsの理念を理解し、普段の生活の中での気づきや、自分ごととして地域課題の解決や持続可能な社会の形成を実現するための、普及啓発を行います。	—	SDGsの普及啓発により、多様な視点の必要性への理解が広がり、こどもの視点への理解促進を図ります。	エコビレッジ推進課	国
97	多文化共生社会形成事業	南砺市友好交流協会において、外国につながる小中学生を対象とした学習支援を行います。連携大学の留学生や国際交流に興味がある学生にも参加してもらい、外国籍の子供のロールモデルとなってもらいます。	新規	留学生やボランティア大学生から指導を受けることで、外国籍の子どもの学習意欲の向上が期待されます。	政策推進課	その他

NO	事業名	事業内容	R6新規・拡充	期待される効果	担当課	支援
98	公共交通利用促進事業	市内の教育機関や団体がJR城端線や民間路線バス、市営バス等を利用して実施する体験事業、研修事業に対し、乗車券の一部を補助します。	—	鉄道やバス等の公共交通機関による市内外への移動を経験することで、公共交通に対する普及啓発と自立心の醸成が期待されます。	政策推進課	—
99	なんと未来ミーティング	世代・テーマ別に南砺市の未来について、市民の意見を聴き、意見交換行って、協働のまちづくりを進めます。	拡充	南砺市の未来について考え、子どもが自らの思いを伝えることは、自己有用感を高めることにつながると考えます。また、保護者と別会場で行うことで、大人の目を気にせず、発言できる場面は、子どもの自立心の育みの一助になります。	情報政策課	—
100	地場産農作物消費向上事業	地場産食材を活用した特別給食の日の実施及び学校給食調理員の研修会の開催。 小中学校及び保育園での給食に地場産農産物及び加工品の活用を推進します。 また地産地消、地場産物の周知啓発資料を作成します。	拡充	食と農について親近感を得るとともに生産と消費のかかわりや伝統的な食文化についての理解を深めます。 また、地域の食材を知ることや食べることで食文化の継承にもつながるとともに、郷土へ愛着の醸成を図ります。	農政課	県
101	なんと自然給食ものがたり事業	農薬・化学肥料不使用の農産物を活用した給食等を実施します。 農薬・化学肥料不使用の農産物を活用することで、学校給食等における食の安全・安心のさらなる向上に努めます。	拡充	児童生徒等が農業や食の安全に関心を持ち、環境保全や循環型、持続可能な社会への理解を深めます。	農政課	国
102	若者・女性に選ばれる企業への変革応援補助金（就業環境整備事業）	社員用の休憩室やトイレ改修、働き方改革のためのシステム導入等に補助します。	—	市内企業の働き方改革などを支援し、家庭の時間を充実させ、子育てしやすい環境づくりを進めます。	商工企業立地課	—

施策の方向Ⅳ こどもの権利侵害への対応

NO	事業名	事業内容	R6新規・拡充	期待される効果	担当課	支援
103	こども家庭センター事業	令和6年度から母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、すべてのこどもとその家庭、妊産婦等に対し必要な支援に係る業務全般を行う「こども家庭センター」を開設します。	拡充	母子保健・児童福祉を一体的に実施することにより、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うことができます。	こども課	国
104	ヤングケアラー支援	ヤングケアラーに関する普及啓発や関係者への研修を行います。またヤングケアラーの相談や対応を行います。	—	ヤングケアラーの理解が深まることで、ヤングケアラーの早期発見・対応につながります。	こども課	県
105	教育支援センターいおう教室運営事業	不登校児童生徒を対象に、学校への復帰を支援するために、在籍校と連携しながら相談や学習指導を実施します。 適応指導員 5人 (アウトリーチ型支援を含む)	—	個に応じた指導を必要とする不登校児童生徒に対して、訪問支援等のアウトリーチなどきめ細やかな対応・支援を行うとともに、学校復帰の支援として学習指導も行います。不登校児童生徒の居場所、またその保護者の相談の場としての役割も担い、個に応じた支援が期待できます。	教育総務課	—
106	地区相談会事業	乳幼児から成人まで、本人、保護者、学校など関係者からの相談事業を実施します。	—	児童生徒の健やかな成長を促すとともに、保護者、教育従事者の不安を解消します。	教育総務課	—
107	スクールカウンセラー配置事業	公認心理師・臨床心理士等の資格を有する者を県事業により全小・中学校に配置しカウンセリングを実施します。	—	児童生徒の健全な学校生活環境を確保します。	教育総務課	県
108	スクールソーシャルワーカー・特別支援教育コーディネーター活用事業	教員、特別支援学校教員の資格を有する者を教育センターに配置し相談を実施します。 スクールソーシャルワーカー2人 特別支援教育コーディネーター1人	—	専門的な知識・経験を有する職員を配置することで、特別な支援を必要とする児童生徒やその保護者の困りや不安に対する細やかな対応ができます。そのことが多様な児童生徒の学びに繋がることが期待できます。	教育総務課	—
109	いじめ問題対策連絡協議会	「いじめは絶対に許さない」「いじめは人権を損なう行為である」「子供たちを徹底して守り通す」という強い意識をもち、家庭、学校、地域、市及び教育委員会等が連携し、いじめの防止等対策に取り組めます。	—	児童生徒の健全な学校生活環境を確保します。	教育総務課	—
110	児童委員	民生委員・児童委員、主任児童委員が、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。	—	子どもたちの生活状況を適切に把握し、その保護、保健その他福祉に関しサービスを適切に利用するために必要な情報提供の援助や支援へのつながりを行うことにより、子どもたちの健やかな育成を図ります。	福祉課	国

NO	事業名	事業内容	R6新規・拡充	期待される効果	担当課	支援
111	すこやか親子支援事業	・妊娠・出産包括支援事業（南砺市型「ネウボラ」推進事業） 切れ目のない出産、子育て環境を保つため、以下の事業を行います。 ①すこやか相談支援（子育て相談支援）サポート ②不妊治療費助成 ③不育症治療費助成 ④産前産後サポート ⑤学童・思春期保健事業 ⑥多胎妊婦健診支援事業 ⑦母子保健訪問・相談・教室事業 ⑧出産準備支援金助成事業	—	妊娠・出産・子育てに関して、必要な支援が受けられる体制づくりにより、子育てしやすい環境づくりを進めます。	健康課	国県

※支援：国県等の補助金の支援を受け実施しています。

令和
6年度

南

砺

市

民

大

学

講

演

会

(南砺市民大学 開講式)

いしはら

よしずみ

講師

石原 良純 氏

(俳優/気象予報士)

演題

「石原家の家族愛&自然への想い」

【講師プロフィール】

1962年1月15日神奈川県生まれ。

1984年 慶応義塾大学経済学部卒業。

同年、映画「凶弾」でデビュー。

湘南の空と海を見て育ったことから気象に興味を持ち、気象予報士試験へ挑戦。1997年、見事合格。

"空の楽しさを伝えられれば、"とお天気キャスターとして登場し、お茶の間の人気を得る。また、2001年に出版された『石原家の人びと』（新潮社）はベストセラーとなり、作家としても注目を集める。



会場地図



日時 令和6年 5月 26日 日

開演 14:00 (開場 13:30)

会場 福野文化創造センター

南砺市やかた 100 ☎0763-22-1125

入場無料

事前申込不要

定員543名

※定員に達した場合
ご入場いただけない
ことがあります。

★受講生に限らず、どなたでも聴講いただけます。

- 1 目的
- ・児童・生徒がタブレットを利用して南砺市の図書館を身近に感じ、これからのさまざまな学習に活用し、意欲を高める。
 - ・1週間の学習の振り返りの中で、本やタブレットを用いて興味・関心を持つきっかけづくりとなり、子どもの育成につなげる。
- 2 方 策

学校名	①カリキュラムの工夫	② 図書館運営（司書教諭、学校司書、図書委員会、読書シール、キッズページの活用）等に関する工夫	記入者
井波小学校	・週に10分程度、図書館司書助手のサポートを受けながらシステムを活用していく。 ・隔週の水曜日に行っている、地域ボランティアによる朝の読み聞かせ活動で、興味をもった児童に「南砺市内図書館共通システム」を通じて、その本や関連本が借りられることを紹介する。 ・教科の調べ学習で、児童がタブレットを利用し、関係する本がないかを調べる。	・児童集会で図書委員会が読み聞かせを行い、読むことが苦手な児童にも本の面白さを感じてもらう活動をしている。その際に用いる本（ビッグブック）は、井波図書館にある物から選んでおり、「南砺市内図書館共通システム」の利用によって通常のサイズの本を検索したり、借りたりしやすくなると思われる。 ・個人の読書記録が一目で分かるデータを児童用タブレットで見られるようにすることで、読書に対する意識を高める。 ・教科の調べ学習の際に「南砺市内図書館共通システム」で関連図書を検索する。学校司書は、担任からの依頼に応じて、各学年や教室に団体貸出を行う。 ・学校司書が図書室にある本の続編や関連図書について「南砺市内図書館共通システム」を通じて借りられることを知らせる掲示物を作成する。	嶋田 光亨先生
城端小学校	・国語科の読み物教材の終末に紹介されている本や本に関する単元の学習時に利用する。 ・水曜日に行っている虹の会による朝の読み聞かせ活動で、興味をもった児童に「南砺市内図書館共通システム」を通じて、その本や関連本が借りられることを紹介する。 ・毎週水曜日に10分間程度、「南砺市内図書館共通システム」を利用する時間を設ける。（タブレットの利用） ・家庭学習で、「南砺市内図書館共通システム」の利用を推奨する。	・図書委員会の活動で、読書シールを活用したイベントを計画したり、キッズページを紹介したりする活動を取り入れる。また、貸出冊数や利用履歴が多い本（ジャンル）を紹介する活動を行う。 ・教科の調べ学習の際に「南砺市内図書館共通システム」で関連図書を検索する。学校司書は、担任からの依頼に応じて、各学年や教室に団体貸出を行う。 ・学校司書が図書室にある本の続編や関連図書について「南砺市内図書館共通システム」を通じて借りられることを知らせる掲示物を作成する。	石崎 宏樹先生
上平小学校	・毎週火曜日の清掃の時間をなくし、13:05～13:15の10分間、「南砺市内図書館共通システム」を利用する時間を設ける。（タブレットの利用）	・図書委員と学校司書が協力して、POPやポスターを作り、システムの紹介をする。	安田 陽子教頭

南砺市内図書館共通システムの活用について

学校名	①カリキュラムの工夫	② 図書館運営（司書教諭、学校司書、図書委員会、読書シール、キッズページの活用）等に関する工夫	記入者
福野小学校	<朝読書活動について> ・週に1日、8:15～8:25の10分間「朝読書」の時間を設け、じっくり本を読む時間とする。 →じっくり読む時間を確保することで、落ち着いて朝の時間を過ごせるようにする。また、本の内容を楽しみ、読書意欲が高まるようにする ・2週間に1度、朝の時間に図書室で本を借りる時間を設ける。（2クラス程ずつ） →借りっぱなしを防止し、いろいろな本を読む機会をつくるようにする ・低学年等、大きな絵本での読み聞かせに効果のある学年については、図書館で予約して借りるなどの方法をとる。 ・「お話の会」の読み聞かせの時間後、図書室やタブレットで本を借りる時間を確保する。市立図書館の読み聞かせの他にも、関連図書を紹介してもらうなどし、読み聞かせで興味をもった内容や筆者等の関連図書を進んで借り、多様な本に出合うチャンスを増やす。 <タブレットを活用した貸し出し利用について> ・1週間に1クラスずつ、タブレットを使って南砺市立図書館の本を予約する。 →たくさんの人数が一度に南砺市立図書館の本を利用することを避け、図書の予約ができるようにする。 ・低学年は高学年にタブレットの使用方法を教えてもらい、本の検索・予約ができるようにする。 ・家庭学習で、「南砺市内図書館共通システム」の利用を推奨し、親子で読んでみたい本や夏休みの自由研究に使う本を予約し、PTAと連携した親子読書や家庭学習に活用する。	・従来の読書カードをなくし、ファイルに読書シールを貼り貯めていく。 →シールの枚数の増加が分かるように台紙の色を変え、子供たちの読書意欲を高める。 ・ファイルにバーコードを付けて、休み時間の貸し出しがスムーズにできるようにする。 ・ファイルは図書室に保管して学級事に並べておき、紛失や破損を防ぐ。	塚本 志織先生
福光中部小学校	・低学年は、2週間に1時間、システムの利用の仕方を学習する。（裁量の時間） ・中・高学年は、週に1日8:15～8:25の10分間、システムを利用する時間を設ける。（タブレットの利用）	・読書シールを活用し、全校児童の読書に対する意欲を高める。 ・図書委員が、新刊図書の紹介、読書の感想など企画し、全校放送で紹介することで読書の向上を目指す。 ・学校図書館司書助手が中心となり、システムの仕組みや利便性の紹介など周知するよう、環境を整える。	俵 慎一郎先生
福光南部小学校	・週に1日の10分間程度、「南砺市内図書館共通システム」を利用する時間を設ける。（タブレットの利用） ・各教科や総合的な学習の時間の中で、学習内容に合わせ、それぞれの児童が深く調べたい事柄の資料について、「南砺市内図書館共通システム」を利用して検索する時間を設け、巡回によって資料を借りる。 ・家庭学習で、「南砺市内図書館共通システム」の利用を推奨する。	・読書シールを活用し、児童の読書に対する意欲を高めたり、読書冊数の把握をしたりする。 ・図書委員と学校司書が連携しPOPやポスターを作り、「南砺市内図書館共通システム」の利用向上を図る活動を実施する	水上 尚美先生
福光東部小学校	・年度初めに日時を決め、システムの利用の仕方についてオリエンテーションを行う。可能な範囲でガイドを配る。 ・コクが教科書に掲載されている本や国語を含む他の教科等で必要とされる本をリストアップし、システム内に組み込む。	・学校司書と図書委員が協力して、システムの利用向上ポスターや読書推進に向けた本の紹介、図書だより（不定期。負担にならないもの。文量が少なく分かりやすいもの）を制作する。 ・学校司書の配置時間のばらつきを無くしてほしい。	石黒 希典先生

南砺市内図書館共通システムの活用について

学校名	①カリキュラムの工夫	② 図書館運営（司書教諭、学校司書、図書委員会、読書シール、キッズページの活用）等に関する工夫	記入者
井波中学校	週に1日14:55～15:05の10分間、「南砺市内図書館共通システム」を利用する時間を設ける。（タブレットの利用）	- 読書シールを活用し、生徒の読書に対する意欲を高める。 - 文化委員と学校司書が連携し、学級文庫の選定やおすすめの本紹介を行う。 - 季節や行事、学習内容等に合わせた図書コーナーを設け、生徒の関心を高める。 - 新刊の紹介を生徒玄関にも掲示し、図書室の利用や図書の貸し出しを促す。	山崎 知絵先生
城端中学校	- 週に1日の朝活動の中で、「南砺市内図書館共通システム」を利用する時間を設ける。（タブレットの利用） 4月中にTeamsやデスクトップに「南砺市内図書館共通システム」へのショートカットを作り、よりアクセスしやすくする。 - 各教科や総合的な学習の時間の中で、それぞれの生徒が学習に必要な資料を「南砺市内図書館共通システム」を利用して検索する時間を設け、巡回等を利用して資料を借りる。他校との競合が予想されるため、必要な資料を教師側で想定しておき、予約リストを作成しておく。	- 読書シールを活用し、児童生徒の読書に対する意欲を高める。 - 文化委員と学校司書が連携しPOPやポスターを作り、「南砺市内図書館共通システム」の利用向上を呼び掛ける活動を実施する。	金岡 恵子先生
平中学校	- 司書の方の勤務時間に合わせて、昼休みにタブレット端末でシステムを利用する時間を設ける。 - 毎週火曜日の朝、8:10～8:20の10分間、タブレット端末でシステムを利用する時間を設ける。	- キッズページで児童生徒が面白かった本をタブレット端末から紹介する。 - 文化委員と学校司書が協力して、POPやポスターを作り、システムの紹介をする。	島田 美和教頭
福野中学校	週に1回、朝活動の時間に「南砺市内図書館共通システム」を利用する時間を設ける。（タブレットの利用）	- 本年度より導入した「福中読書カード」も活用しながら、読書に対する意欲を高める。 - 図書委員と学校司書が連携し、ポスターを作成し、「南砺市内図書館共通システム」の利用向上を図る活動を実施する。	梶 尚美先生
福光中学校	毎週金曜日、朝読書の時間に「南砺市内図書館共通システム」を利用する時間を設ける。（タブレットの利用）	- 司書教諭、学校司書と体育文化委員が連携しておすすめの本紹介を行う。 - 司書教諭、学校司書と体育文化委員が連携して「南砺市内図書館共通システム」の利用向上を図る掲示物を作成する。 - 読書シールを活用し、生徒の読書に対する意欲を高める。	桑崎 美緒先生
吉江中学校	週に1回、朝活動(8:15～8:25)の時間を使い、「南砺市内図書館共通システム」を利用する時間を設ける。（生徒用タブレットの活用）	4月に学校図書館司書と司書教諭が連携し、「南砺市内図書館共通システム」の活用法について全校生徒に説明・紹介を行う機会を設け、利用向上を図る。 - 会誌編集委員（図書委員）と連携し、「図書新聞」を使った本の紹介などを行い、生徒主体で読書への関心を高める活動が行えるようにする。	河合 仁美先生
南砺つばき学舎	週に1日8:10～8:20の10分間、「南砺市内図書館共通システム」を利用する時間を設ける。（タブレット端末からキッズページ・市立図書館にアクセスし、本を探したり、借りたい本を予約したりする）	- 読書シールを活用し、互いの冊子を見合ったり、冊子を示しながら本を紹介したりするなどの活動を通して、児童生徒の読書に対する意欲を高める。 - 図書文化委員と学校司書、司書教諭が連携し、「南砺市内図書館共通システム」の利用向上を図る広報活動を実施する。 - 校内研修等の機会に、教員にシステムについて伝達し、授業で必要な資料等の借り方について周知する。	塚田 香織先生
利賀学舎	前期児童は金曜日8:25～8:35、後期児童は金曜日7:55～8:05に「南砺市図書館共通システム」を利用して、自主学習や授業に必要な図書を検索、貸借できる時間を設ける。又、朝の自由学習やスキルタイムの時間に、今読んでいる本や借りようとしている本を紹介する時間を取り、読書への興味関心を高めるようにする。	登校後、始業までの時間を全児童生徒が過ごすスペースに図書館システムPCを設置して、学校図書館の機能を持たせ、その場で本の受け渡しをしたり、自由に読書ができるコーナーを作ったりして読書に親しみやすい環境をつくる。	津田 昌明先生 岸澤 靖子先生

南砺市立図書館が大きく変わります！

■ 本のICシステム化

- セルフ貸出機、返却機、予約棚の設置
- 図書館ホームページのリニューアル
- 図書館ホームページにログインして、読書履歴・記録を確認

■ なんと！ぐるっと巡回本サービス（図書館からの巡回便を運行）

図書館以外で、予約本の受け取りが可能に
 地域交流センター*1、南砺市民病院、公立南砺中央病院の入院患者向けへ図書館から本をお届けします *1 現在、8交流センターのみ

■ 児童生徒向けサービスの充実

- 図書館と学校（小・中・義務教育）図書館との共通システム化
- ホームページから図書館の本を予約し、学校で貸出・返却が可能に
- 読書履歴・記録を確認するための読書シールの発行

詳しくは、図書館ホームページをご覧ください。皆さまのご来館をお待ちしています。 図書館ホームページ

問い合わせ 中央図書館 ☎ 0763-52-0317



4月のおはなし会

- 6日(土) 午前10時～ 福野(職員)
午前11時～ 中央(おはなしまんまる)
- 13日(土) 午前10時～ 福野(本でこんにちは)
- 20日(土) 午前10時～ 福野(職員)
城端(虹の会)
午前10時30分～ 井波(ピッコログループ)
- 27日(土) 午前10時～ 福野(本でこんにちは)
午前10時30分～ 井波(つばきの会)

●大人のためのおはなし会
 「おはなしタイム」
 4月4日(木)、18日(木)
 午前10時30分～ 中央図書館

令和6年度

なんと！こども読書週間
 4月23日(火)～5月12日(日)

詳細は次号（広報5月号）や
 HPでお知らせします。
 お楽しみに！



●2月の新着本（997冊）●

今月の おすすめ本

一般書



縫わずにつくる
 季節のリボン飾り
 山口路子／著
 主婦の友社

・グラタン・ドリア ワタナベマキ／著
 誠文堂新光社

・マンガでわかる！
 男女で知っておきたい更年期
 佐々木春明、甲賀かをり／監修
 主婦の友社

・話せば、うまくいく。
 鈴木秀子、青木さやか／著
 時事通信出版局

児童書



となりのきみの
 クライシス
 濱野京子／作
 トミイマサコ／絵
 さ・え・ら書房

・すこしずるいパズル 3 たつなみ／著
 アリス館

・みんなのいえ たしろちさと／作・絵
 文溪堂

・知っておこう！いっしょに暮らす動物の
 健康・病気のこと ネコ
 平林雅和／監修
 保育社

本の展示 ～本は10冊まで借りることができます～

一般書	児童書	展示図書館 全館
発達障がい・自閉症関連図書コーナー 開廷します！	としょかんへようこそ！	中央図書館 ☎0763-52-0317
暮らしがはずむ！新年度	のりものゴーゴー	福野図書館 ☎0763-22-1128
春風に舞う	こころ うきうき！	城端図書館 ☎0763-62-0312
スタートダッシュ	あたらしい季節だね	井波図書館 ☎0763-82-0150
2023年度平図書館ベストリーダー	さいた さいた！	平図書館 ☎0763-66-2240

南砺市教育委員会 会議・行事予定(4月中旬～5月中旬)

期 日	曜	時間	会議・行事	会 場
R6.4.19	金	13:30	南砺市奨学資金運営委員会	別館402会議室
R6.4.21	日	18:00	南砺市スポーツ推進委員協議会 辞令交付式・総会・	井波社会福祉センター
R6.4.22	月	16:00	第1回市町村教育委員会教育長会議	高志会館
R6.4.22	月	17:10	第1回富山県GIGAスクール推進協議会	高志会館
R6.4.23	火	17:00	砺波地区教育センター協議会総会	砺波市役所
R6.4.25	木	13:45	令和6年度東海北陸都市教育長協議会定期総会・研究大会1日目	愛知県刈谷市総合文化センター
R6.4.26	金	9:00	令和6年度東海北陸都市教育長協議会定期総会・研究大会2日目	愛知県刈谷市総合文化センター
R6.4.27	土	18:00	南砺市体育協会表彰式・評議員総会	福光中央会館4階
R6.4.29	月	9:30	第58回全国道場少年剣道大会富山県予選、第37回富山県道場少年剣道大会開会式	福野体育館
R6.5.1	水	9:00	定例庁議	特別会議室
R6.5.1	水	11:00	記者会見事前レク	特別会議室
R6.5.2	木	15:00	ふるさと学習研修会	別館三階大ホール
R6.5.5	日	17:30	城端曳山祭 交流会・楽しむ会	城端別院善徳寺、かねしま他
R6.5.8	水	10:00	市議会 全員協議会	全協室
R6.5.8	水	13:30	定例記者会見	401会議室
R6.5.9	木	9:00	第74回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会長崎大会1日目	長崎県
R6.5.10	金	9:30	第74回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会長崎大会2日目	長崎県
R6.5.13	月	10:00	第1回管内教育長会議	西部教育事務所
R6.5.17	金	15:30	富山県市町村教育長会総会	Toyama Sakuraビル